

# 行政手続法の施行状況に関する調査結果—地方公共団体—

平成 18 年 7 月 11 日

## 第1 調査の目的、調査対象機関等

### 1 調査の目的、時点

平成 6 年 10 月 1 日に施行された行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）については、その円滑かつ的確な施行を図るため、「施行状況調査等を充実し、審査基準の設定、見直しなどに努める。」（平成 8 年 12 月 25 日閣議決定「行政改革プログラム」）こととされているところである。

本調査は、この閣議決定等を踏まえ、地方公共団体における行政手続法の施行状況を調査し、同法の円滑かつ的確な施行に資することを目的として実施したものである（国の行政機関分については、本年 5 月 15 日に公表済み）。

ここでは、平成 17 年 3 月 31 日現在の地方公共団体における審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況及び聴聞及び弁明手続の実施状況について取りまとめた。

### 2 調査対象機関

- ① 都道府県（全て）（47 団体）
- ② 各都道府県における政令指定都市及び県庁所在市以外の市で、原則として人口が 3 番目に多い市（47 団体）

を調査対象とした（具体的な調査対象団体は別表 1 参照。）。

なお、②については、前回調査（平成 14 年 3 月 31 日時点）とは異なる団体である。

### 3 調査対象処分

地方公共団体（都道府県及び市）が処分権者となっている処分で、当該処分の根拠が法律にあるもの（ただし、地方公共団体の機関が行う処分等のうち、条例等に基づいて行うものを除く。）である。

なお、地方公共団体が行う処分に対する行政手続法の適用関係は、次のとおりである。

#### （参考）地方公共団体の行う処分に対する行政手続法の適用関係

地方公共団体の処分等を規定する法令	処分の根拠	行政手続法の適用
法律	下記以外	適用あり
法律に基づく命令（告示を含む）		
法律（命令を含む）に基づき地方公共団体が定める規則等（注 1）		
法律（命令を含む）の委任規定に基づく条例（注 2）	条例	適用なし
（地方公共団体が単独で定める）条例	又は	
（地方公共団体が単独で定める）規則等	規則等	

（注）個別の法律（又はそれに基づく政令等）の特別の規定に基づき制定される規則における処分については、本項に規定する「根拠となる規定が規則に置かれているもの」に該当しない。

## 第2 調査結果

### 1 申請に対する処分

#### (1) 審査基準の設定状況

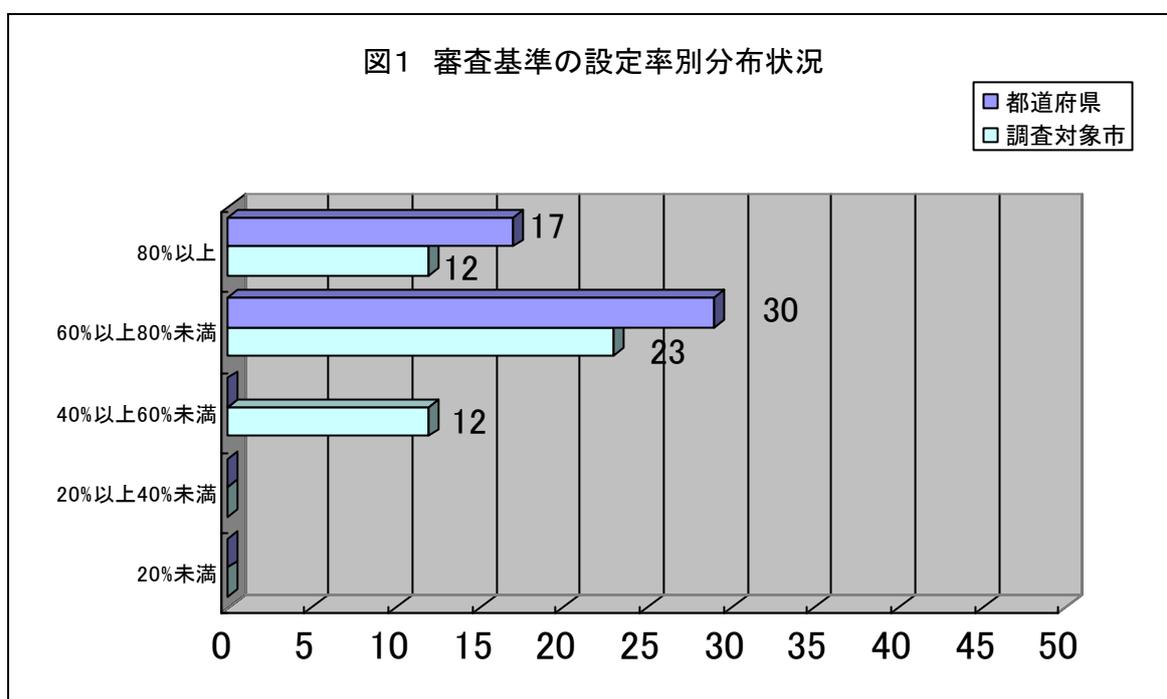
行政庁は、審査基準を定めるものとする。

【法第5条第1項】

#### 【審査基準】

申請により求められた許認可等を行うかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

審査基準の設定率の分布状況は、図1のとおりである。



※ 調査対象団体別の設定状況は別表2-1①参照。

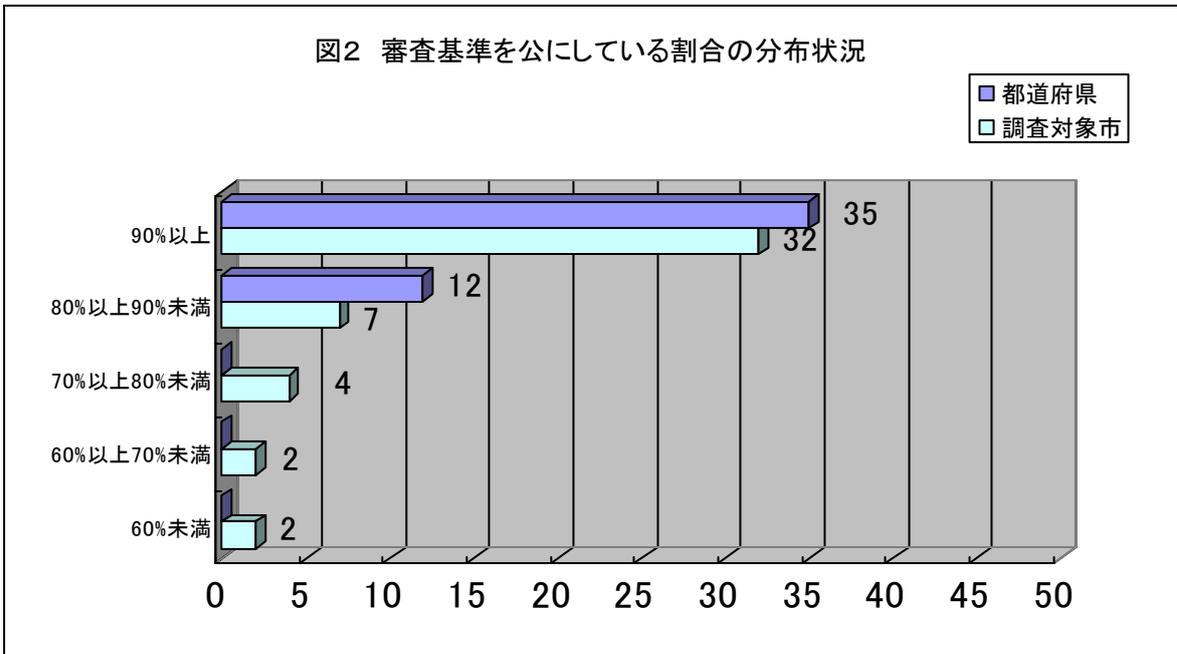
(注) 「審査基準設定済み」の中には、「法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、改めて別途の審査基準の設定が不要なもの」を含めている。

#### (2) 審査基準を公にしている状況

行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

【法第5条第3項】

通知・通達等により審査基準を設定しているもののうち、公にしているものの割合の分布状況は、図2のとおりである。



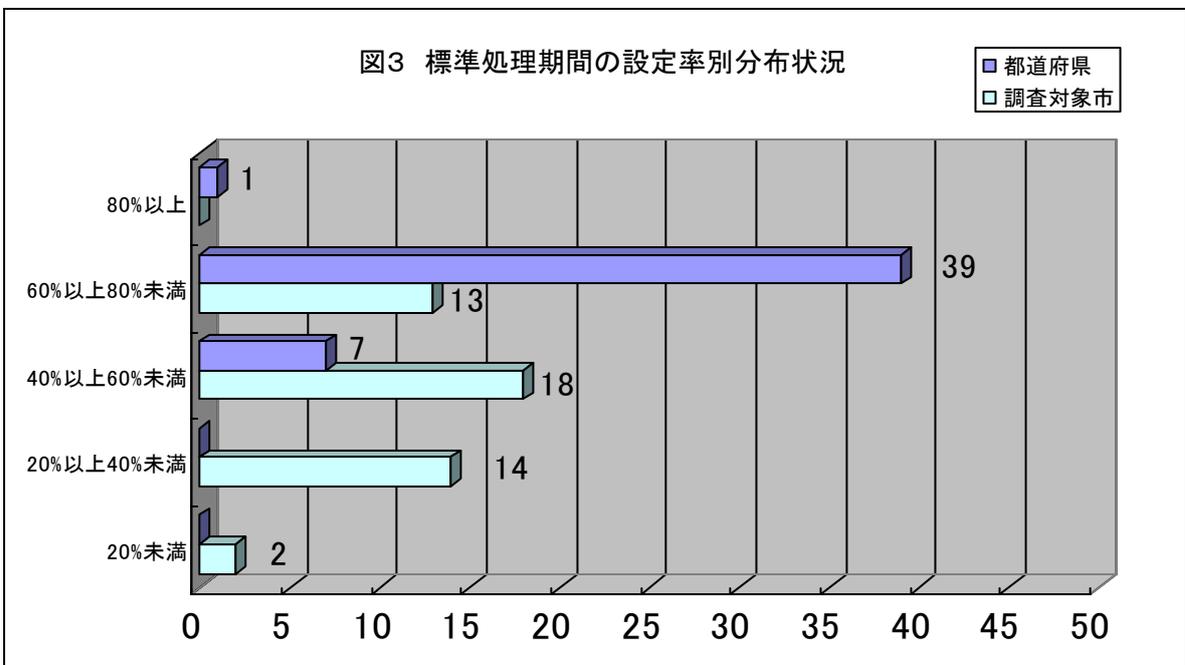
※ 調査対象団体別の設定状況は別表2-1②参照。

### (3) 標準処理期間の設定状況

行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）を定めるように努めなければならない。

【法第6条】

調査対象団体における標準処理期間の設定率の分布状況は、図3のとおりである。



※ 調査対象団体別の設定状況は別表2-2①参照。

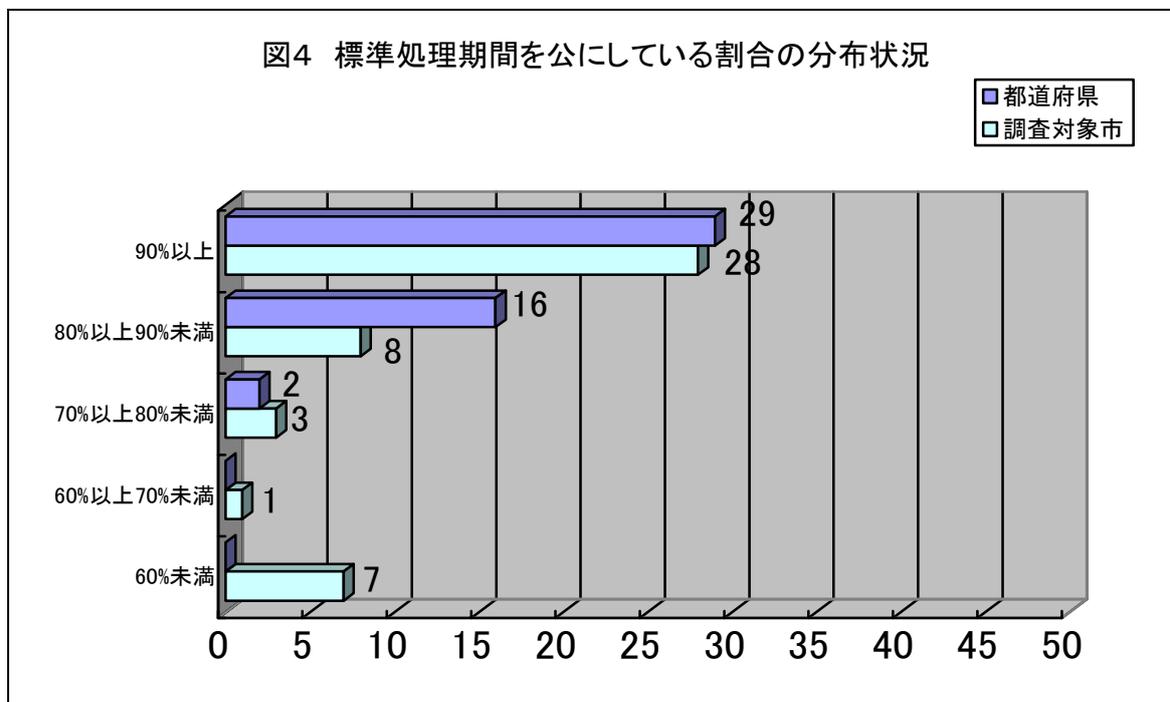
(注) 「標準処理期間設定済み」のなかには、「法令の規定において処理期間が定められているので、改めて別途の標準処理期間の設定が不要なもの」を含めている。

#### (4) 標準処理期間を公にしている状況

行政庁は、標準処理期間を定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

【法第6条】

通知・通達等により標準処理期間を設定しているもののうち、公にしているものの割合の分布状況は、図4のとおりである。



※ 調査対象団体別の設定状況は別表2-2②参照。

## 2 不利益処分

### (1) 処分基準の設定状況

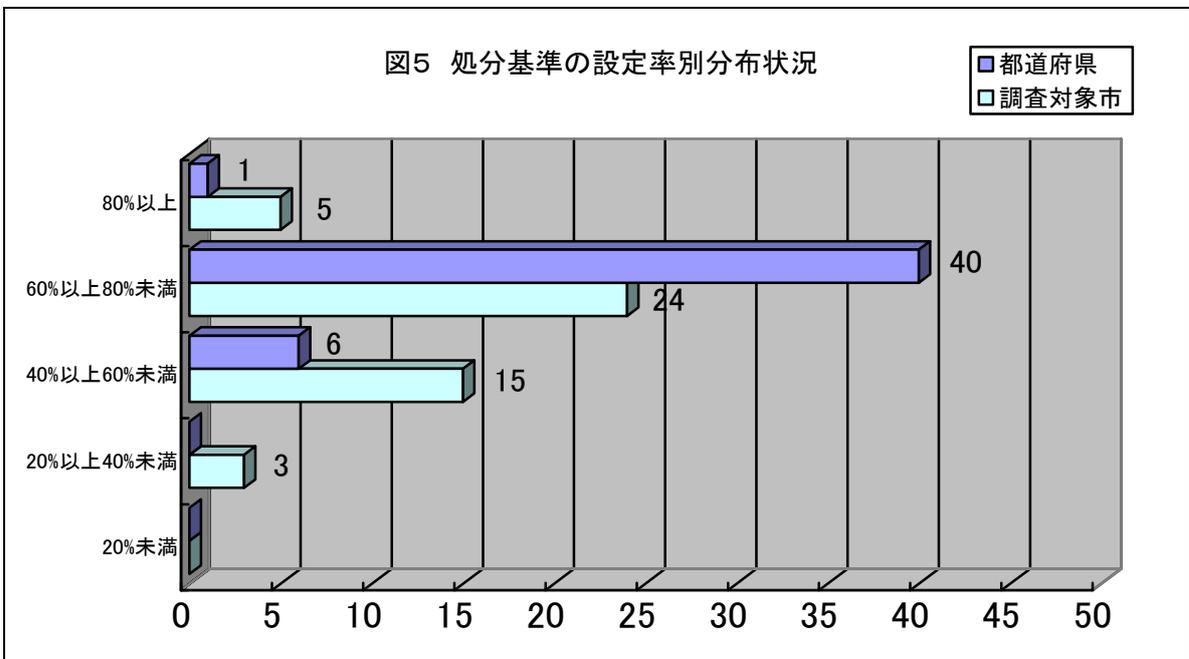
行政庁は、処分基準を定めるように努めなければならない。

【法第12条第1項】

#### 【処分基準】

不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準

調査対象団体における処分基準の設定率分布状況は、図5のとおりである。



※ 調査対象団体別の設定状況は別表2-3①参照。

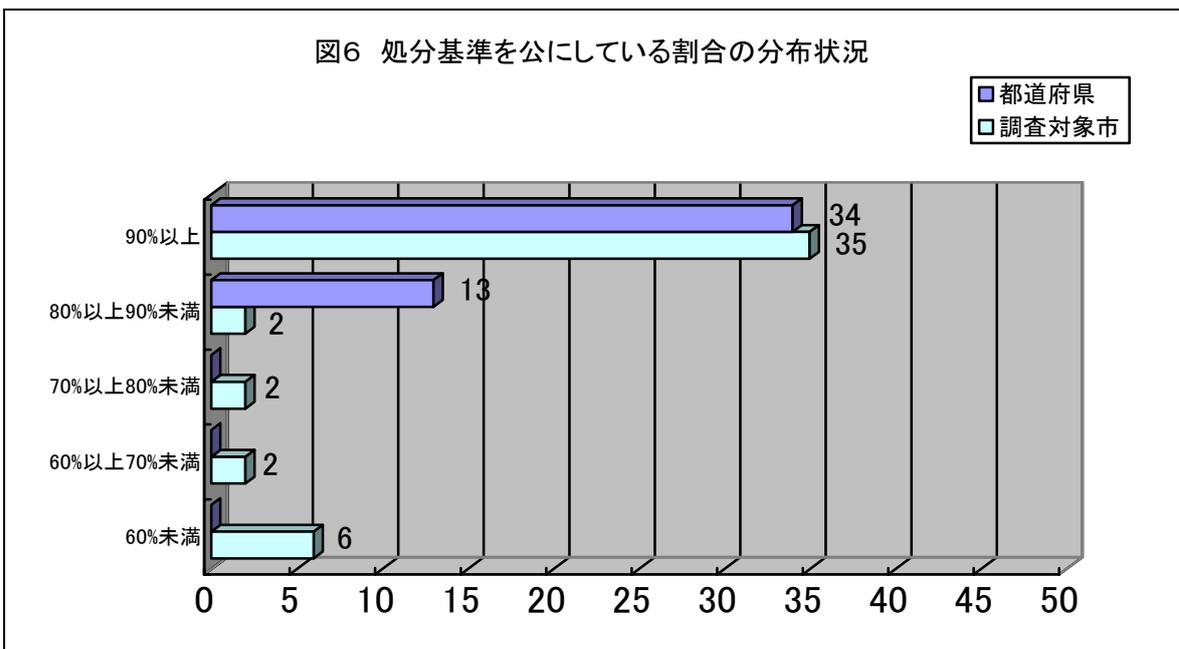
(注) 「処分基準設定済み」の中には、「法令の規定において判断基準が言い尽くされているとの理由で、改めて別途の処分基準の設定が不要なもの」を含めている。

## (2) 処分基準を公にしている状況

行政庁は、処分基準を公にしておくよう努めなければならない。

【法第12条第1項】

通知・通達等により処分基準を設定しているもののうち、公にしているものの割合の分布状況は、図2のとおりである。



※ 調査対象団体別の設定状況は別表2-3②参照。

### (3) 聴聞及び弁明の手続の実施状況

行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

【法第13条第1項】

行政庁は、①許認可等の取消し・資格又は地位のはく奪など、名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときには、「聴聞手続」を執ることとし、②それ以外の不利益処分（例えば営業停止処分）をしようとするときには「弁明の機会の付与」の手続を執ることとしている。

平成16年度中に、調査対象団体において聴聞又は弁明の機会の付与の通知を行った件数を調査した結果は、表1のとおりである。

表1 調査対象団体における聴聞手続又は弁明手続の実施状況（平成16年度）

区 分		不利益処分の名あて人に対する通知の件数 (a)	名あて人の聴聞不出頭又は弁明書未提出により手続を終結したものの件数 (b)	不出頭又は未提出による終結の割合 (%) (b/a)
聴聞相当処分	都道府県合計	89,008	8,955	10.1%
	調査対象市合計	2,950	1,007	34.1%
弁明相当処分	都道府県合計	245,058	126,239	51.5%
	調査対象市合計	22,366	9,616	43.0%

(注) 行政庁は、①当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結することができることとされており（法第23条第1項）、また、②弁明の機会の付与についても、弁明書の提出期限までに当事者から何ら応答がない場合には、弁明の機会を与え終えたことになると解される。

### (3) 聴聞・弁明手続が執られていない処分の状況

行政庁が不利益処分をしようとする場合には、聴聞又は弁明の手続を執ることが原則であるが、例外的に当該処分の行われる個別具体の状況ないし処分の内容の特殊性により、聴聞又は弁明の手続を執ることを要しないものがある。

平成16年度中に、調査対象団体が、これらの理由に該当するため聴聞又は弁明の手続を執ることなく不利益処分を行ったものについて、その理由別の処分の種類数は、表2のとおりである。

表2 調査対象団体において聴聞・弁明手続が執られていない処分の理由別内訳（平成16年度）

理由別 (概要)	区分	処分の種類数		処分の具体例
		都道府県合計		
① 公益上、緊急に不利益処分をする必要があった	聴聞または弁明相当処分	都道府県合計	30	結核患者の結核療養所入所命令
		調査対象市合計	7	支障の除去等のための措置命令
② 法令上必要とされる資格が失われた場合必ずされる処分、そのことが客観的に証明された	聴聞相当処分	都道府県合計	17	障害児福祉手当の受給資格の喪失
		調査対象市合計	8	特別障害者手当の受給資格の喪失
③ 金銭納付命令、金銭給付決定の取消しなど	弁明相当処分	都道府県合計	22	道路占用料の徴収
		調査対象市合計	46	予防接種の実費の徴収

(注) ①～③の理由（選択肢）の詳細は、次のとおり。

- ① 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、聴聞又は弁明の手続を執ることができないとき
- ② 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをするとき
- ③ 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の高額な納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき

別表1

## 調査対象（地方公共団体）

都 道 府 県				調 査 対 象 市			
北	海	道	滋	賀	県	函館市（北海道）	彦根市（滋賀県）
青	森	県	京	都	府	弘前市（青森県）	亀岡市（京都府）
岩	手	県	大	阪	府	花巻市（岩手県）	東大阪市（大阪府）
宮	城	県	兵	庫	県	古川市（宮城県）	西宮市（兵庫県）
秋	田	県	奈	良	県	大仙市（秋田県）	生駒市（奈良県）
山	形	県	和	歌	山	鶴岡市（山形県）	橋本市（和歌山県）
福	島	県	鳥	取	県	会津若松市（福島県）	倉吉市（鳥取県）
茨	城	県	島	根	県	つくば市（茨城県）	益田市（島根県）
栃	木	県	岡	山	県	小山市（栃木県）	津山市（岡山県）
群	馬	県	広	島	県	太田市（群馬県）	呉市（広島県）
埼	玉	県	山	口	県	所沢市（埼玉県）	宇部市（山口県）
千	葉	県	徳	島	県	松戸市（千葉県）	阿南市（徳島県）
東	京	都	香	川	県	町田市（東京都）	坂出市（香川県）
神	奈	川	愛	媛	県	横須賀市（神奈川県）	今治市（愛媛県）
新	潟	県	高	知	県	上越市（新潟県）	土佐市（高知県）
富	山	県	福	岡	県	南砺市（富山県）	大牟田市（福岡県）
石	川	県	佐	賀	県	白山市（石川県）	鳥栖市（佐賀県）
福	井	県	長	崎	県	敦賀市（福井県）	諫早市（長崎県）
山	梨	県	熊	本	県	甲斐市（山梨県）	宇城市（熊本県）
長	野	県	大	分	県	上田市（長野県）	中津市（大分県）
岐	阜	県	宮	崎	県	各務原市（岐阜県）	延岡市（宮崎県）
静	岡	県	鹿	児	島	富士市（静岡県）	薩摩川内市（鹿児島県）
愛	知	県	沖	縄	県	岡崎市（愛知県）	浦添市（沖縄県）
三	重	県				鈴鹿市（三重県）	
計：47団体				計：47団体			

※ 今回の調査では、

- ① 全都道府県（47 団体）
- ② 各都道府県における政令指定都市及び県庁所在市以外の市で原則として人口が3 番目に多い市（47 団体）を調査対象とした。

なお、前回調査では、②については、各都道府県における政令指定都市及び県庁所在市以外で人口の最も多い市並びにそれ以外の中核市（49 団体）を調査対象としており、今回とは対象が異なる。

別表2-1① 審査基準の設定状況

都道府県	設定状況		
	対象処分数	審査基準設定済処分数	設定率 (%)
北海道	1,503	1,192	79.31
青森県	1,479	1,074	72.62
岩手県	1,500	1,222	81.47
秋田県	1,514	1,099	72.59
宮城県	1,447	1,142	78.92
山形県	1,420	1,058	74.51
福島県	1,485	1,181	79.53
茨城県	1,574	1,131	71.86
栃木県	1,421	1,085	76.35
群馬県	1,421	1,069	75.23
埼玉県	1,473	1,081	73.39
千葉県	1,455	1,220	83.85
東京都	1,482	1,179	79.55
神奈川県	1,508	1,137	75.40
新潟県	1,499	1,170	78.05
富山県	1,543	1,220	79.07
石川県	1,445	1,214	84.01
福井県	1,481	1,250	84.40
山梨県	1,370	1,149	83.87
長野県	986	807	81.85
岐阜県	1,313	937	71.36
静岡県	1,457	1,243	85.31
愛知県	1,405	1,140	81.14
三重県	1,507	1,247	82.75
滋賀県	1,491	1,168	78.34
京都府	1,484	1,148	77.36
大阪府	1,536	1,039	67.64
兵庫県	1,481	1,267	85.55
奈良県	1,552	1,239	79.83
和歌山県	1,436	1,010	70.33
鳥取県	1,021	900	88.15
島根県	1,457	1,034	70.97
岡山県	1,469	1,113	75.77
広島県	1,458	1,101	75.51
山口県	1,465	1,156	78.91
徳島県	1,489	1,204	80.86
香川県	1,429	1,143	79.99
愛媛県	1,396	1,072	76.79
高知県	1,460	1,114	76.30
福岡県	1,494	1,287	86.14
佐賀県	1,464	1,093	74.66
長崎県	1,567	1,259	80.34
熊本県	1,487	1,117	75.12
大分県	1,419	1,155	81.40
宮崎県	1,482	1,242	83.81
鹿児島県	1,449	1,179	81.37
沖縄県	1,462	1,138	77.84
全国平均	1,450	1,137	78.41

調査対象市	設定状況		
	対象処分数	審査基準設定済処分数	設定率 (%)
函館市(北海道)	447	368	82.33
弘前市(青森県)	298	244	81.88
花巻市(岩手県)	267	130	48.69
古川市(宮城県)	318	174	54.72
大仙市(秋田県)	194	124	63.92
鶴岡市(山形県)	239	198	82.85
会津若松市(福島県)	218	183	83.94
つくば市(茨城県)	284	203	71.48
小山市(栃木県)	300	214	71.33
太田市(群馬県)	289	161	55.71
所沢市(埼玉県)	373	250	67.02
松戸市(千葉県)	291	213	73.20
町田市(東京都)	295	188	63.73
横須賀市(神奈川県)	381	306	80.31
上越市(新潟県)	282	212	75.18
南砺市(富山県)	238	124	52.10
白山市(石川県)	149	134	89.93
敦賀市(福井県)	243	122	50.21
甲斐市(山梨県)	213	187	87.79
上田市(長野県)	346	182	52.60
各務原市(岐阜県)	337	150	44.51
富士市(静岡県)	406	270	66.50
岡崎市(愛知県)	545	269	49.36
鈴鹿市(三重県)	317	162	51.10
彦根市(滋賀県)	358	243	67.88
亀岡市(京都府)	176	150	85.23
東大阪市(大阪府)	367	228	62.13
西宮市(兵庫県)	411	283	68.86
生駒市(奈良県)	328	147	44.82
橋本市(和歌山県)	162	140	86.42
倉吉市(鳥取県)	276	211	76.45
益田市(島根県)	265	196	73.96
津山市(岡山県)	289	223	77.16
呉市(広島県)	461	282	61.17
宇部市(山口県)	314	206	65.61
阿南市(徳島県)	206	108	52.43
坂出市(香川県)	235	144	61.28
今治市(愛媛県)	336	237	70.54
土佐市(高知県)	211	193	91.47
大牟田市(福岡県)	442	274	61.99
鳥栖市(佐賀県)	161	100	62.11
諫早市(長崎県)	245	126	51.43
宇城市(熊本県)	208	144	69.23
中津市(大分県)	288	210	72.92
延岡市(宮崎県)	271	172	63.47
薩摩川内市(鹿児島県)	227	189	83.26
浦添市(沖縄県)	201	194	96.52
全国平均	292	195	66.88

別表2-1② 審査基準を公にしている状況

都道府県	公にしている状況		
	通知等で 審査基準を 設定している 処分数	左のうち 公にしている 審査基準数	割合 (%)
北海道	830	830	100.00
青森県	562	551	98.04
岩手県	578	470	81.31
秋田県	434	430	99.08
宮城県	711	604	84.95
山形県	474	474	100.00
福島県	660	652	98.79
茨城県	672	626	93.15
栃木県	483	426	88.20
群馬県	503	409	81.31
埼玉県	574	542	94.43
千葉県	898	871	96.99
東京都	567	500	88.18
神奈川県	817	784	95.96
新潟県	617	574	93.03
富山県	612	576	94.12
石川県	956	932	97.49
福井県	895	894	99.89
山梨県	576	465	80.73
長野県	588	545	92.69
岐阜県	605	565	93.39
静岡県	904	861	95.24
愛知県	854	840	98.36
三重県	898	887	98.78
滋賀県	611	546	89.36
京都府	667	611	91.60
大阪府	425	418	98.35
兵庫県	1,017	934	91.84
奈良県	736	629	85.46
和歌山県	571	526	92.12
鳥取県	656	654	99.70
島根県	849	791	93.17
岡山県	654	627	95.87
広島県	558	549	98.39
山口県	749	721	96.26
徳島県	737	652	88.47
香川県	629	607	96.50
愛媛県	522	511	97.89
高知県	656	590	89.94
福岡県	1,024	961	93.85
佐賀県	881	875	99.32
長崎県	787	659	83.74
熊本県	709	648	91.40
大分県	609	565	92.78
宮崎県	673	639	94.95
鹿児島県	834	795	95.32
沖縄県	635	570	89.76
全国平均	691	647	93.62

調査対象市	公にしている状況		
	通知等で 審査基準を 設定している 処分数	左のうち 公にしてい る 審査基準数	割合 (%)
函館市(北海道)	219	206	94.06
弘前市(青森県)	87	84	96.55
花巻市(岩手県)	55	50	90.91
古川市(宮城県)	174	174	100.00
大仙市(秋田県)	40	34	85.00
鶴岡市(山形県)	179	179	100.00
会津若松市(福島県)	121	107	88.43
つくば市(茨城県)	110	48	43.64
小山市(栃木県)	38	38	100.00
太田市(群馬県)	110	102	92.73
所沢市(埼玉県)	85	79	92.94
松戸市(千葉県)	165	142	86.06
町田市(東京都)	155	155	100.00
横須賀市(神奈川県)	232	232	100.00
上越市(新潟県)	167	167	100.00
南砺市(富山県)	94	94	100.00
白山市(石川県)	93	79	84.95
敦賀市(福井県)	79	72	91.14
甲斐市(山梨県)	25	24	96.00
上田市(長野県)	71	71	100.00
各務原市(岐阜県)	72	72	100.00
富士市(静岡県)	212	209	98.58
岡崎市(愛知県)	144	128	88.89
鈴鹿市(三重県)	107	101	94.39
彦根市(滋賀県)	91	90	98.90
亀岡市(京都府)	60	49	81.67
東大阪市(大阪府)	110	100	90.91
西宮市(兵庫県)	192	190	98.96
生駒市(奈良県)	77	71	92.21
橋本市(和歌山県)	92	65	70.65
倉吉市(鳥取県)	89	83	93.26
益田市(島根県)	195	195	100.00
津山市(岡山県)	189	189	100.00
呉市(広島県)	197	181	91.88
宇部市(山口県)	145	133	91.72
阿南市(徳島県)	0	0	-
坂出市(香川県)	31	14	45.16
今治市(愛媛県)	136	107	78.68
土佐市(高知県)	90	87	96.67
大牟田市(福岡県)	155	135	87.10
鳥栖市(佐賀県)	36	22	61.11
諫早市(長崎県)	42	30	71.43
宇城市(熊本県)	69	68	98.55
中津市(大分県)	157	150	95.54
延岡市(宮崎県)	153	115	75.16
薩摩川内市(鹿児島県)	148	148	100.00
浦添市(沖縄県)	148	148	100.00
全国平均	116	107	92.29

別表2-2① 標準処理期間の設定状況

都道府県	設定状況		
	対象処分数	標準処理期間 設定済処分数	設定率 (%)
北海道	1,503	1,143	76.05
青森県	1,479	894	60.45
岩手県	1,500	1,084	72.27
秋田県	1,514	1,119	73.91
宮城県	1,447	902	62.34
山形県	1,420	794	55.92
福島県	1,485	967	65.12
茨城県	1,574	951	60.42
栃木県	1,421	797	56.09
群馬県	1,421	897	63.12
埼玉県	1,473	963	65.38
千葉県	1,455	1,067	73.33
東京都	1,482	1,106	74.63
神奈川県	1,508	1,013	67.18
新潟県	1,499	1,006	67.11
富山県	1,543	984	63.77
石川県	1,445	1,063	73.56
福井県	1,481	1,109	74.88
山梨県	1,370	817	59.64
長野県	986	718	72.82
岐阜県	1,313	779	59.33
静岡県	1,457	1,019	69.94
愛知県	1,405	972	69.18
三重県	1,507	1,052	69.81
滋賀県	1,491	996	66.80
京都府	1,484	924	62.26
大阪府	1,536	812	52.86
兵庫県	1,481	1,120	75.62
奈良県	1,552	1,075	69.27
和歌山県	1,436	785	54.67
鳥取県	1,021	854	83.64
島根県	1,457	843	57.86
岡山県	1,469	978	66.58
広島県	1,458	1,007	69.07
山口県	1,465	1,138	77.68
徳島県	1,489	942	63.26
香川県	1,429	1,091	76.35
愛媛県	1,396	1,057	75.72
高知県	1,460	897	61.44
福岡県	1,494	1,195	79.99
佐賀県	1,464	1,013	69.19
長崎県	1,567	1,077	68.73
熊本県	1,487	980	65.90
大分県	1,419	973	68.57
宮崎県	1,482	955	64.44
鹿児島県	1,449	897	61.90
沖縄県	1,462	1,033	70.66

全国平均	1,450	976	67.30
------	-------	-----	-------

調査対象市	設定状況		
	対象処分数	標準処理期間 設定済処分数	設定率 (%)
函館市(北海道)	447	299	66.89
弘前市(青森県)	298	100	33.56
花巻市(岩手県)	267	69	25.84
古川市(宮城県)	318	172	54.09
大仙市(秋田県)	194	65	33.51
鶴岡市(山形県)	239	112	46.86
会津若松市(福島県)	218	98	44.95
つくば市(茨城県)	284	212	74.65
小山市(栃木県)	300	186	62.00
太田市(群馬県)	289	65	22.49
所沢市(埼玉県)	373	165	44.24
松戸市(千葉県)	291	128	43.99
町田市(東京都)	295	153	51.86
横須賀市(神奈川県)	381	292	76.64
上越市(新潟県)	282	174	61.70
南砺市(富山県)	238	106	44.54
白山市(石川県)	149	102	68.46
敦賀市(福井県)	243	73	30.04
甲斐市(山梨県)	213	129	60.56
上田市(長野県)	346	175	50.58
各務原市(岐阜県)	337	69	20.47
富士市(静岡県)	406	242	59.61
岡崎市(愛知県)	545	152	27.89
鈴鹿市(三重県)	317	164	51.74
彦根市(滋賀県)	358	135	37.71
亀岡市(京都府)	176	60	34.09
東大阪市(大阪府)	367	125	34.06
西宮市(兵庫県)	411	172	41.85
生駒市(奈良県)	328	168	51.22
橋本市(和歌山県)	162	69	42.59
倉吉市(鳥取県)	276	172	62.32
益田市(島根県)	265	160	60.38
津山市(岡山県)	289	189	65.40
呉市(広島県)	461	152	32.97
宇部市(山口県)	314	136	43.31
阿南市(徳島県)	206	2	0.97
坂出市(香川県)	235	74	31.49
今治市(愛媛県)	336	150	44.64
土佐市(高知県)	211	87	41.23
大牟田市(福岡県)	442	123	27.83
鳥栖市(佐賀県)	161	42	26.09
諫早市(長崎県)	245	36	14.69
宇城市(熊本県)	208	123	59.13
中津市(大分県)	288	215	74.65
延岡市(宮崎県)	271	91	33.58
薩摩川内市(鹿児島県)	227	158	69.60
浦添市(沖縄県)	201	152	75.62

全国平均	292	134	45.91
------	-----	-----	-------

別表2-2② 標準処理期間を公にしている状況

都道府県	公にしている状況		
	通知等で標準処理期間を設定している処分の数	左のうち公にしている標準処理期間の数	割合(%)
北海道	1,106	1,106	100.00
青森県	828	801	96.74
岩手県	1,013	961	94.87
秋田県	1,071	1,070	99.91
宮城県	831	728	87.61
山形県	747	747	100.00
福島県	908	897	98.79
茨城県	914	859	93.98
栃木県	728	579	79.53
群馬県	829	733	88.42
埼玉県	947	910	96.09
千葉県	975	951	97.54
東京都	897	879	97.99
神奈川県	941	921	97.87
新潟県	931	924	99.25
富山県	800	734	91.75
石川県	991	889	89.71
福井県	1,063	1,062	99.91
山梨県	642	522	81.31
長野県	647	581	89.80
岐阜県	702	623	88.75
静岡県	927	914	98.60
愛知県	946	912	96.41
三重県	971	866	89.19
滋賀県	958	858	89.56
京都府	808	727	89.98
大阪府	755	741	98.15
兵庫県	1,075	963	89.58
奈良県	983	785	79.86
和歌山県	655	537	81.98
鳥取県	818	805	98.41
島根県	817	752	92.04
岡山県	818	781	95.48
広島県	989	915	92.52
山口県	1,031	994	96.41
徳島県	904	857	94.80
香川県	945	846	89.52
愛媛県	922	882	95.66
高知県	761	644	84.63
福岡県	1,107	980	88.53
佐賀県	968	942	97.31
長崎県	963	881	91.48
熊本県	870	780	89.66
大分県	880	831	94.43
宮崎県	869	816	93.90
鹿児島県	808	741	91.71
沖縄県	885	789	89.15
全国平均	892	830	93.02

調査対象市	公にしている状況		
	通知等で標準処理期間を設定している処分の数	左のうち公にしている標準処理期間の数	割合(%)
函館市(北海道)	248	211	85.08
弘前市(青森県)	59	52	88.14
花巻市(岩手県)	29	24	82.76
古川市(宮城県)	172	172	100.00
大仙市(秋田県)	30	24	80.00
鶴岡市(山形県)	107	106	99.07
会津若松市(福島県)	61	55	90.16
つくば市(茨城県)	179	74	41.34
小山市(栃木県)	20	10	50.00
太田市(群馬県)	28	24	85.71
所沢市(埼玉県)	62	62	100.00
松戸市(千葉県)	107	81	75.70
町田市(東京都)	141	141	100.00
横須賀市(神奈川県)	270	270	100.00
上越市(新潟県)	164	163	99.39
南砺市(富山県)	87	87	100.00
白山市(石川県)	83	79	95.18
敦賀市(福井県)	19	18	94.74
甲斐市(山梨県)	21	10	47.62
上田市(長野県)	151	151	100.00
各務原市(岐阜県)	69	69	100.00
富士市(静岡県)	194	189	97.42
岡崎市(愛知県)	101	69	68.32
鈴鹿市(三重県)	80	79	98.75
彦根市(滋賀県)	71	67	94.37
亀岡市(京都府)	27	27	100.00
東大阪市(大阪府)	80	79	98.75
西宮市(兵庫県)	159	144	90.57
生駒市(奈良県)	145	144	99.31
橋本市(和歌山県)	22	20	90.91
倉吉市(鳥取県)	89	83	93.26
益田市(島根県)	160	160	100.00
津山市(岡山県)	186	186	100.00
呉市(広島県)	139	123	88.49
宇部市(山口県)	112	98	87.50
阿南市(徳島県)	0	0	-
坂出市(香川県)	22	5	22.73
今治市(愛媛県)	136	115	84.56
土佐市(高知県)	22	16	72.73
大牟田市(福岡県)	104	80	76.92
鳥栖市(佐賀県)	38	14	36.84
諫早市(長崎県)	4	2	50.00
宇城市(熊本県)	43	42	97.67
中津市(大分県)	161	154	95.65
延岡市(宮崎県)	77	73	94.81
薩摩川内市(鹿児島県)	143	143	100.00
浦添市(沖縄県)	135	135	100.00
全国平均	97	88	90.63

別表2-3① 処分基準の設定状況

都道府県	設定状況		
	対象処分数	処分基準設定済処分数	設定率(%)
北海道	1,226	664	54.16
青森県	1,398	813	58.15
岩手県	1,370	917	66.93
秋田県	1,468	999	68.05
宮城県	1,359	858	63.13
山形県	1,370	887	64.74
福島県	1,419	984	69.34
茨城県	1,422	832	58.51
栃木県	1,318	871	66.08
群馬県	1,312	836	63.72
埼玉県	1,346	874	64.93
千葉県	1,384	1,017	73.48
東京都	1,308	852	65.14
神奈川県	1,380	949	68.77
新潟県	1,384	875	63.22
富山県	1,370	842	61.46
石川県	1,394	1,094	78.48
福井県	1,382	1,023	74.02
山梨県	1,306	933	71.44
長野県	987	738	74.77
岐阜県	1,124	609	54.18
静岡県	1,384	953	68.86
愛知県	1,363	988	72.49
三重県	1,397	905	64.78
滋賀県	1,370	910	66.42
京都府	1,366	888	65.01
大阪府	1,381	800	57.93
兵庫県	1,425	1,049	73.61
奈良県	1,365	1,104	80.88
和歌山県	1,395	857	61.43
鳥取県	871	638	73.25
島根県	1,361	1,047	76.93
岡山県	1,384	813	58.74
広島県	1,368	844	61.70
山口県	1,326	912	68.78
徳島県	1,359	901	66.30
香川県	1,395	869	62.29
愛媛県	1,341	884	65.92
高知県	1,361	873	64.14
福岡県	1,390	938	67.48
佐賀県	1,315	864	65.70
長崎県	1,415	1,079	76.25
熊本県	1,375	964	70.11
大分県	1,416	963	68.01
宮崎県	1,395	985	70.61
鹿児島県	1,321	1,020	77.21
沖縄県	1,411	960	68.04

全国平均	1,346	904	67.13
------	-------	-----	-------

調査対象市	設定状況		
	対象処分数	処分基準設定済処分数	設定率(%)
函館市(北海道)	501	354	70.66
弘前市(青森県)	310	178	57.42
花巻市(岩手県)	302	124	41.06
古川市(宮城県)	333	225	67.57
大仙市(秋田県)	209	140	66.99
鶴岡市(山形県)	332	173	52.11
会津若松市(福島県)	234	132	56.41
つくば市(茨城県)	299	218	72.91
小山市(栃木県)	252	228	90.48
太田市(群馬県)	295	207	70.17
所沢市(埼玉県)	391	258	65.98
松戸市(千葉県)	340	175	51.47
町田市(東京都)	311	236	75.88
横須賀市(神奈川県)	449	237	52.78
上越市(新潟県)	285	178	62.46
南砺市(富山県)	281	78	27.76
白山市(石川県)	180	118	65.56
敦賀市(福井県)	256	93	36.33
甲斐市(山梨県)	260	236	90.77
上田市(長野県)	335	136	40.60
各務原市(岐阜県)	308	191	62.01
富士市(静岡県)	363	274	75.48
岡崎市(愛知県)	573	241	42.06
鈴鹿市(三重県)	356	171	48.03
彦根市(滋賀県)	369	268	72.63
亀岡市(京都府)	198	140	70.71
東大阪市(大阪府)	362	207	57.18
西宮市(兵庫県)	445	272	61.12
生駒市(奈良県)	349	139	39.83
橋本市(和歌山県)	166	130	78.31
倉吉市(鳥取県)	297	213	71.72
益田市(島根県)	352	162	46.02
津山市(岡山県)	300	249	83.00
呉市(広島県)	528	244	46.21
宇部市(山口県)	331	186	56.19
阿南市(徳島県)	212	99	46.70
坂出市(香川県)	278	186	66.91
今治市(愛媛県)	350	220	62.86
土佐市(高知県)	244	187	76.64
大牟田市(福岡県)	453	287	63.36
鳥栖市(佐賀県)	183	117	63.93
諫早市(長崎県)	274	141	51.46
宇城市(熊本県)	231	155	67.10
中津市(大分県)	292	201	68.84
延岡市(宮崎県)	281	149	53.02
薩摩川内市(鹿児島県)	267	233	87.27
浦添市(沖縄県)	202	190	94.06

全国平均	313	191	60.98
------	-----	-----	-------

別表2-3② 処分基準を公にしている状況

都道府県	公にしている状況		
	通知等で 処分基準を 設定している 処分数	左のうち 公にしている 処分基準数	割合 (%)
北海道	258	258	100.00
青森県	295	283	95.93
岩手県	393	338	86.01
秋田県	324	323	99.69
宮城県	368	323	87.77
山形県	262	262	100.00
福島県	419	404	96.42
茨城県	342	288	84.21
栃木県	298	249	83.56
群馬県	332	266	80.12
埼玉県	351	340	96.87
千葉県	541	505	93.35
東京都	370	327	88.38
神奈川県	454	432	95.15
新潟県	364	345	94.78
富山県	414	406	98.07
石川県	742	719	96.90
福井県	456	454	99.56
山梨県	387	324	83.72
長野県	440	436	99.09
岐阜県	255	236	92.55
静岡県	630	579	91.90
愛知県	623	599	96.15
三重県	564	535	94.86
滋賀県	397	396	99.75
京都府	406	371	91.38
大阪府	246	228	92.68
兵庫県	858	789	91.96
奈良県	591	524	88.66
和歌山県	341	283	82.99
鳥取県	443	441	99.55
島根県	836	801	95.81
岡山県	486	445	91.56
広島県	300	296	98.67
山口県	433	416	96.07
徳島県	459	438	95.42
香川県	376	353	93.88
愛媛県	319	291	91.22
高知県	565	491	86.90
福岡県	492	412	83.74
佐賀県	687	681	99.13
長崎県	568	526	92.61
熊本県	472	444	94.07
大分県	389	343	88.17
宮崎県	404	393	97.28
鹿児島県	556	507	91.19
沖縄県	406	349	85.96
全国平均	445	414	93.00

調査対象市	公にしている状況		
	通知等で 処分基準を 設定している 処分数	左のうち 公にしてい る 処分基準数	割合 (%)
函館市(北海道)	207	205	99.03
弘前市(青森県)	78	57	73.08
花巻市(岩手県)	25	25	100.00
古川市(宮城県)	223	223	100.00
大仙市(秋田県)	25	10	40.00
鶴岡市(山形県)	162	162	100.00
会津若松市(福島県)	96	85	88.54
つくば市(茨城県)	69	58	84.06
小山市(栃木県)	3	3	100.00
太田市(群馬県)	120	111	92.50
所沢市(埼玉県)	111	111	100.00
松戸市(千葉県)	138	92	66.67
町田市(東京都)	188	188	100.00
横須賀市(神奈川県)	158	156	98.73
上越市(新潟県)	132	125	94.70
南砺市(富山県)	68	68	100.00
白山市(石川県)	56	56	100.00
敦賀市(福井県)	55	54	98.18
甲斐市(山梨県)	14	14	100.00
上田市(長野県)	73	73	100.00
各務原市(岐阜県)	97	97	100.00
富士市(静岡県)	207	207	100.00
岡崎市(愛知県)	124	90	72.58
鈴鹿市(三重県)	72	72	100.00
彦根市(滋賀県)	145	139	95.86
亀岡市(京都府)	79	79	100.00
東大阪市(大阪府)	83	83	100.00
西宮市(兵庫県)	222	220	99.10
生駒市(奈良県)	17	16	94.12
橋本市(和歌山県)	98	47	47.96
倉吉市(鳥取県)	154	154	100.00
益田市(島根県)	101	97	96.04
津山市(岡山県)	240	240	100.00
呉市(広島県)	89	89	100.00
宇部市(山口県)	110	100	90.91
阿南市(徳島県)	0	0	-
坂出市(香川県)	72	42	58.33
今治市(愛媛県)	78	45	57.69
土佐市(高知県)	96	96	100.00
大牟田市(福岡県)	141	139	98.58
鳥栖市(佐賀県)	22	14	63.64
諫早市(長崎県)	41	39	95.12
宇城市(熊本県)	50	46	92.00
中津市(大分県)	117	110	94.02
延岡市(宮崎県)	119	70	58.82
薩摩川内市(鹿児島県)	177	177	100.00
浦添市(沖縄県)	171	171	100.00
全国平均	105	97	92.52